

自動車リサイクル法の施行準備状況について

1. 自動車リサイクル法の施行スケジュール

平成14年7月	使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）公布
16年7月1日	法律第二段階施行（許可の開始等） 3ヶ月以内に解体業・破砕業の許可（廃棄物処理法の業の許可を受けている場合は届出）が必要。
17年1月1日	本格施行（行為義務、リサイクル料金の預託義務等が発生） (2月1日) 国土交通大臣等における登録・車検時のリサイクル料金等の預託確認業務開始

2. 本格施行に向けた施行準備体制

指定法人に関しては、資金管理業務、情報管理業務、再資源化等業務の3機能について、(財)自動車リサイクル促進センターからの申請を受け、6月24日付けで経済産業・環境大臣が指定を行ったところ、同センターにおいて具体的な実務運用を検討・整備中。今後、業務規程や事業計画・収支予算の認可等を行っていく予定。

8月に、これまでの合同審議会における審議内容を踏まえ、許可基準や再資源化基準等を含む政省令の大部分について策定済み（詳細別添1参照）。

(社)日本自動車工業会及び各自動車メーカー等が中心となって、新車・中古車販売業者、整備業者、解体業者、破砕業者等の関係団体とも相談しつつ、物流・金流・情報流についての具体的な実務体制を検討・整備中。

3. 主要検討事項について

(1)解体業者等の関係事業者関係

解体業・破砕業の許可基準や再資源化基準が決定したことを受け、円滑な許可がなされるよう、監督権者である各都道府県・保健所設置市における実務体制の構築や各事業者における各種準備が進められている状況。

本年1～3月の全国での説明会に続き、9月1日～10月10日にかけて、許可基準やリサイクル料金・電子マニフェスト制度の概要等についての関係事業者向け第2回全国説明会を開催。全都道府県51会場において、約2万人が参加。

今後とも、検討の進捗に応じて、国、自治体、(財)自動車リサイクル促進センター、自動車メーカー等が広範に説明会を実施する予定であるが、当面、以下の説明会が開催される予定。

- ・各都道府県・保健所設置市等において、許可手続きに関する説明会等を順次開催。
- ・来年2～3月に、資金管理業務を行う(財)自動車リサイクル促進センターがリサイクル料金等の徴収を委託する自動車販売・指定整備事業者を中心に、リサイクル料金等の徴収実務等について全国説明会を開催。
- ・来年1～3月に、主に破砕業者(プレス業者、シュレッダー業者)向けの全国各ブロックでの説明会を(社)日本自動車工業会及び(社)日本鉄リサイクル工業会が共同で開催。
- ・来年4～6月目途に、制度運用の詳細について各関係事業者向けの全国説明会を開催。

自動車リサイクル法の本格施行に向けて使用済自動車の適正な保管を確保するため、年内にも廃棄物処理法における保管基準を改正する予定(詳細別添2参照)。

(2)自動車メーカー等が行う再資源化関係

自動車メーカー等が引き取って再資源化を行うシュレッダーダスト(ASR)、エアバッグ類の再資源化基準(自動車メーカー等が達成すべきリサイクル率の水準)について決定したことを受け、(社)日本自動車工業会及び各自動車メーカー等は、ASRやエアバッグ類の具体的な物流の仕組みの検討、ASRリサイクル施設の整備(ASRリサイクル業者への委託を含む)、リサイクル技術の開発・実証を実施中。

(3)リサイクル料金関係

リサイクル料金の収受、資金管理業務の透明性・公正性を担保するための措置、預託されたリサイクル料金の運用方法の詳細等につき実務面から検討がされており、資金管理法人に設置が法定されている資金管理業務諮問委員会についても2回開催済み。

リサイクル料金は、現時点においては、各自動車メーカー等がリサイクル実施体制を整備中であり諸コストを算定中であるため、その具体的な水準は決定していないものの、少なくとも来年夏頃までには具体的な水準が自動車メーカー等から発表されていくものと想定される。

(4)電子マニフェスト等の電子情報システム構築関係

(社)日本自動車工業会を中心に、具体的な実務を行うために必要な電子情報システムを設計・開発中。

(5)離島・不法投棄対策関係

離島・不法投棄対策の運用について、自治体等とも相談しつつ、本年度中目途に具体的な制度設計ができるよう実務的な内容を検討中。

(離島・不法投棄対策等の一環として不法投棄・違法な保管状況にある使用済自動車に関する調査を実施したところであり、その結果について別添3参照)

(6)広報関係

自動車の所有者・ユーザー向け広報としては、本年2月から、新車・中古車販売業者、整備業者経由でビラ(1400万枚)を配布中であり、これを継続するとともに、特に来年度から集中的に各種メディア媒体を活用した広範な広報を開始する予定。

以 上

使用済自動車の再資源化等に関する法律関連

政省令の制定について

平成15年8月
経済産業省
環境省

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）関連の政省令について審議会での御審議やパブリックコメントを踏まえ以下のように制定いたしました。

法律に基づく制度は平成17年1月1日より本格施行し、解体業・破砕業の許可等は、これに先行して平成16年7月1日より施行することとなります。

【政令概要】

1. 対象外自動車（昨年12月に制定済み）

法の対象から除かれる自動車として、法において規定する被けん引車、二輪車、特殊自動車に加え、農業機械、自動車製造業者等の試作車、防衛用装甲車など通常の四輪自動車とはリサイクルルートが異なるものを規定。

2. 使用済自動車に含まれない架装物（昨年12月に制定済み）

使用済自動車から除かれる架装物装置として、保冷貨物自動車の冷蔵装置、コンクリートミキサー、トラッククレーンなどを規定。

3. 指定回収物品（昨年12月に制定済み）

自動車製造業者等が解体業者から引き取って再資源化を行う義務がある物品として、エアバッグ類を規定。

4. 解体業・破砕業の許可の手続に関すること

更新期間、申請者の使用人、生活環境の保全を目的とする法令を規定

5. 指定法人が行う主務大臣の認可手続

- ・ 情報管理料金、再資源化預託金等の管理に関する料金、資源化預託金等の取戻しに係る手数料等の額の認可手続
- ・ 特定再資源化預託金等の出えん等の承認の申請手続及び再資源化預託金等の一部負担の計画の認可の申請手続

6. その他

- ・再資源化預託金等の剰余金を活用しての離島対策の対象となる離島の定義
- ・指定再資源化機関が解体自動車又は特定再資源化物品の引取り及び再資源化に必要な行為を他人に委託する場合の基準
- ・引取業者が使用済自動車の引取りを求めた者に対し行う書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法を用いて提供する場合の承諾の手続
- ・指定再資源化機関が解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を他人に委託する場合の基準
- ・引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を他人に委託する場合の基準
- ・報告徴収及び立入検査に関すること

【省令概要】

1. 定義関連（昨年12月に制定済み）

- ・破砕前処理、自動車の製造・輸入の委託の定義
- ・特定自動車製造業者等の要件

2. 関連事業者等の行為基準に関すること

- ・関連事業者の再資源化基準
- ・自動車製造業者等の再資源化を実施すべき量に関する基準
- ・全部再資源化の認定に関すること 等

3. 自動車製造業者等による再資源化等に関すること

- ・引取基準に関すること
- ・再資源化の認定に関すること
- ・自動車製造業者等の行う公表の方法 等

4. 引取業者及びフロン類回収業者の登録に関すること

- ・登録の基準
- ・登録の申請等の手続に関すること 等

5. 解体業及び破砕業の許可に関すること

- ・許可の基準
- ・許可の申請等の手続に関すること 等

6. 再資源化預託金等に関すること

- ・再資源化預託金等に付する利息に関すること
- ・再資源化等預託金の払渡しに関すること 等

7. 移動報告に関すること

- ・関連事業者等の移動報告の報告事項
- ・都道府県知事への報告に関すること 等

8. 指定法人の監督規定について

- ・業務規程の記載事項に関すること
- ・事業計画の認可に関すること
- ・帳簿の備付けに関すること 等

なお、自動車リサイクル法は、施行期日が3段階に分かれているため、純粹法制的観点から、政省令もこれに対応して以下のとおり複数回に分けて制定・公布する形式となっております。

<政 令>

平成14年政令第389号（平成14年12月20日官報掲載済み）

平成15年政令第330号（平成15年7月25日官報掲載）

平成15年政令第346号（平成15年8月1日官報掲載）

自動車リサイクル法の施行期日を定める政令（第二段階施行平成16年7月1日、本格施行平成17年1月1日）についても以下のとおり制定済み。

平成15年政令第331号（平成15年7月25日官報掲載）

平成15年政令第345号（平成15年8月1日官報掲載）

<省 令>

平成14年経済産業・環境省令第7号・第8号

（平成14年12月20日官報掲載済み）

平成15年経済産業・環境省令第5号（平成15年8月1日官報掲載）

平成15年経済産業・環境省令第6号（平成15年8月5日官報掲載）

平成15年経済産業・環境省令第7号（平成15年8月8日官報掲載）

【問い合わせ先】

経済産業省自動車課

小林、新田、佐久間

TEL：03-3501-1690

使用済自動車等の保管基準について（検討中）

保管基準については、廃棄物処理法の収集運搬基準の一環として、規制が適用される。
自動車リサイクル法の施行に向け、所要の改正を行うもの（平成17年1月1日より適用）。

所有者	引取業 法第42条 登録	フロン類回収業 法第53条 登録	解体業 法第60条 許可	破砕前処理業 法第67条 許可	破砕業 法第67条 許可	自動車製造業等
-----	-----------------	---------------------	-----------------	--------------------	-----------------	---------

区分

不要自動車	中古車	使用済自動車	部品回収	全部資源化	輸出	解体自動車	金属回収	自動車破砕残さ
-------	-----	--------	------	-------	----	-------	------	---------

状態・形状

原型	ほぼ原型	未プレス廃車ガラ	重機による簡易プレス	ソフトプレス（1軸圧縮）	Aプレス（3方締圧縮）	サイコロプレス（3軸圧縮）	シュレッダーダスト
----	------	----------	------------	--------------	-------------	---------------	-----------

廃棄物の区分

廃棄物以外	一般廃棄物・産業廃棄物	産業廃棄物
-------	-------------	-------

廃掃法適用

一般廃棄物・産業廃棄物：収集運搬（積替・保管）	産業廃棄物：処分のための保管基準
-------------------------	------------------

保管高さ、量に係る基準等

改正前及び 改正後の 解体自動車 シュレッダーダスト	<p>一般廃棄物</p> <p>【規第1条の四 二】搬入された一般廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。</p> <p>【規第1条の六 一】・・・地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端・・・を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点・・・までの高さ</p>	<p>産業廃棄物</p> <p>【令第6条一〇】産業廃棄物の保管を行う場合には、・・・環境省令で定める場合を除き・・・保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにすること。</p> <p>【規第8条二〇】・・・地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端・・・を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点・・・までの高さ</p>	<p>産業廃棄物</p> <p>【令第6条二（3）】保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に十四を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。</p>
改正後 使用済自動車及び解体自動車	<p>一般廃棄物・産業廃棄物</p> <p>【保管の高さの上限】 ・使用済自動車、解体自動車（未プレス）の保管の高さは、敷地境界より3mの範囲内では3m、その内側では4.5mを上限とする ・ラック等に保管する場合（当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る）は、高さの制限はこの限りでない ・積み上げる場合にあつては、飛散、流出のおそれがないよう適正に行うこと</p> <p>【保管量の上限】 ・保管量の上限に関しては、保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とすること（平成17年1月1日以降に使用済自動車となったものに限る）</p>		

電子マニフェストによる確認通知までの期間

30日	20日	120日	30日	30日
-----	-----	------	-----	-----

不法投棄又は違法な保管状態にある使用済自動車について

1. 調査結果

各都道府県・保健所設置市が調査により把握した、不法投棄又は違法な保管状態にある使用済自動車の台数は、全国の合計で約 16 万 9 千台。(詳細は別紙 1 のとおり。)

(内訳 ・不法投棄など違法に処分されている使用済自動車 約 4 万 6 千台
・事業場などに違法に保管されている使用済自動車 約 12 万 3 千台)

そのうち、離島(注)分は、約 2 万 1 千台。

(内訳 ・不法投棄など違法に処分されている使用済自動車 約 1 万 4 千台
・事業場などに違法に保管されている使用済自動車 約 7 千台)

(注) 離島：本土、沖縄本島及びこれらと橋で結ばれている島以外の島。

自動車リサイクル法施行後は、使用済自動車はすべて廃棄物としてみなされること、適用となる廃棄物処理法上の保管基準も変更になることから、「違法な保管状態」の判断も異なることとなる。このため、法施行後は、上記のデータと同じ条件で使用済自動車の不法投棄又は違法な保管状態の状況を比較することはできないことにつき留意が必要。

2. 対策

有価物と称し違法な保管状態にある使用済自動車については、自動車リサイクル法完全施行(平成 17 年 1 月 1 日)後は、

すべての使用済自動車が廃棄物とみなされ、有価なものであっても廃棄物処理法による規制等が行われること、

当該使用済自動車の計画的な撤去すら困難と判断された場合は、当該事業者に対する許可を与えないこと、

等を踏まえ、自動車リサイクル法の施行前までに撤去等の措置が必要である旨の周知徹底を引き続き図る。

違法状態の解消は原因者の責任において行われるべきものであるため、地方公共団体においては、今後とも不法投棄又は違法な保管状態にある使用済自動車については原因者に原状回復を求めるなどの対策を徹底するとともに、生活環境上影響が懸念される場合は、行政代執行も視野に入れた対応を行うことが必要。

自動車リサイクル法施行後は、

リサイクル料金の預託制度等により使用済自動車が有価で取引されることが期待されるため、不適正な処理が起こりにくいと考えられること、

電子マネー制度により、使用済自動車が一台ずつ車台ごとに、一貫して管理されること、

自動車重量税の還付制度が新たに設けられること、

等により、使用済自動車の不法投棄や違法な保管が抑制されることが見込まれる。

今後とも、関係省庁や各自治体とも十分な連携を図りつつ、不法投棄事案や保管基準違反事案への対応を強化して参りたい。

不法投棄・保管基準違反の使用済自動車状況調査結果(平成15年3月)

	廃棄物処理法の違反状態にある台数1)				
		保管基準違反2)	不法投棄等3)		
			うち離島分 4)		うち離島分5)
北海道	5215	5042	0	173	0
旭川市	57	0	0	57	0
札幌市	373	0	0	373	0
函館市	10	0	0	10	0
小樽市	37	0	0	37	0
青森県	4928	4923	0	5	0
岩手県	5258	3604	0	1654	0
宮城県	9150	8933	0	217	6
仙台市	1605	1605	0	0	0
秋田県	200	100	0	100	0
秋田市	0	0	0	0	0
山形県	7650	7650	0	0	0
福島県	4850	2948	0	1902	0
郡山市	1897	0	0	1897	0
いわき市	-	-	-	-	-
茨城県	19287	19287	0	0	0
栃木県	9343	8706	0	637	0
宇都宮市	0	0	0	0	0
群馬県	1197	457	0	740	0
埼玉県	1233	765	0	468	0
さいたま市	0	0	0	0	0
千葉県	2534	643	0	1891	0
千葉市	396	290	0	106	0
東京都	306	0	0	306	7
神奈川県	481	233	0	248	0
横浜市	544	0	0	544	0
川崎市	69	10	0	59	0
横須賀市	0	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	0
新潟県	2871	2484	0	387	120
新潟市	250	250	0	0	0
富山県	187	0	0	187	0
富山市	72	0	0	72	0
石川県	400	400	0	0	0
金沢市	4	0	0	4	0
福井県	922	900	0	22	0
山梨県	657	560	0	97	0
長野県	2006	1900	0	106	0
長野市	0	0	0	0	0
岐阜県	73	7	0	66	0
岐阜市	144	0	0	144	0
静岡県	1183	571	0	612	0
静岡市	0	0	0	0	0
浜松市	2	0	0	2	0
愛知県	1673	85	0	1588	0
名古屋市	875	0	0	875	0
豊田市	44	0	0	44	0
豊橋市	350	350	0	0	0
三重県	991	161	0	830	0
滋賀県	-	-	-	-	-
京都府	557	498	0	59	0
京都市	48	0	0	48	0

	廃棄物処理法の違反状態にある台数1)				
		保管基準違反2)		不法投棄等3)	
			うち離島分 4)		うち離島分5)
大阪府	528	70	0	458	0
大阪市	487	0	0	487	0
堺市	-	-	-	-	-
東大阪市	101	0	0	101	0
兵庫県	3963	1532	0	2431	0
神戸市	-	-	-	-	-
姫路市	23	0	0	23	0
尼崎市	213	0	0	213	0
西宮市	53	0	0	53	0
奈良県	710	177	0	533	0
奈良市	42	0	0	42	0
和歌山県	730	650	0	80	0
和歌山市	10	0	0	10	0
鳥取県	604	600	0	4	0
鳥根県	154	0	0	154	78
岡山県	161	10	0	151	0
岡山市	-	-	-	-	-
倉敷市	67	0	0	67	0
広島県	357	256	0	101	0
広島市	30	0	0	30	0
呉市	0	0	0	0	0
福山市	1	0	0	1	0
山口県	659	22	0	637	0
下関市	306	300	0	6	0
徳島県	335	0	0	335	0
香川県	692	109	0	583	31
高松市	2983	2831	0	152	0
愛媛県	5452	4886	0	566	22
松山市	140	70	0	70	0
高知県	3559	2848	0	711	0
高知市	144	0	0	144	0
福岡県	2332	1523	0	809	0
北九州市	465	0	0	465	0
福岡市	225	0	0	225	0
大牟田市	35	0	0	35	0
佐賀県	277	24	0	253	0
長崎県	2992	2815	2358	177	156
長崎市	300	300	0	0	0
佐世保市	300	300	0	0	0
熊本県	4074	1776	0	2298	0
熊本市	-	-	-	-	-
大分県	194	142	0	52	0
大分市	61	0	0	61	0
宮崎県	359	0	0	359	0
宮崎市	66	0	0	66	0
鹿児島県	5833	2226	1255	3607	1270
鹿児島市	180	70	0	110	0
沖縄県	38680	25880	3500	12800	11800
合計	168,806	122,779	7,113	46,027	13,490
(%)	100%	73%	4%	27%	8%

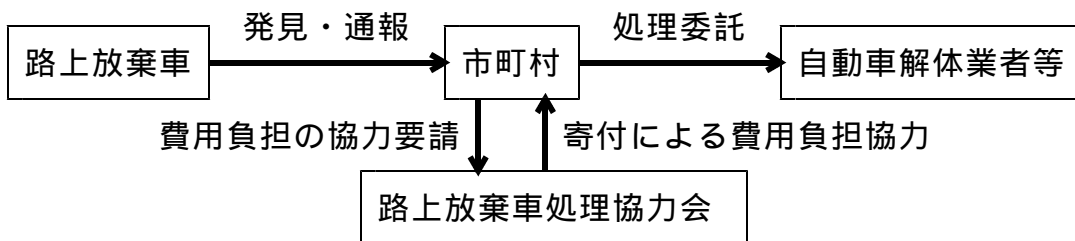
注1: 1) = 2) + 3) であり、4) は 2) の内数、5) は 3) の内数。

路上放棄車処理協力会の仕組みについて

1. 概要

路上放棄車を市町村が処理するに際し、路上放棄車処理協力会に協力要請があった場合に、協力会から市町村に対して当該路上放棄車の処理に要する費用に見合う金額（ただし、離島等の場合は別途協議）の寄付を行うことによりその処理に協力するもの。平成3年から実施。

今般成立した自動車リサイクル法の施行により、路上放棄車台数は大幅に減少することが期待されるが、今後とも本スキームは存続予定。



構成員：(社)日本自動車工業会、(社)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会及び日本自動車輸入組合

2. 実績

1) 経年実績

実績（4輪車）は右表のとおり。

最近の協力台数は約 17,000 台程度、寄付金は 2 億 1000 万円程度で推移。

期間	協力台数(台)	寄付金総額(円)
平成3年	2,154	20,246,148
平成4年	11,982	130,616,605
平成5年	16,445	203,390,090
平成6年	13,031	162,085,631
平成7年	12,085	151,505,736
平成8年	12,869	154,937,131
平成9年	12,796	154,707,843
平成10年	13,829	169,521,672
平成11年	14,257	174,881,317
平成12年	12,732	158,816,832
平成13年	16,507	206,343,536
平成14年	16,901	210,979,945